

相模原市農業委員会第8回会議議事録

開会日時 令和4年10月31日 午後1時30分

閉会日時 令和4年10月31日 午後3時12分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (○印)

| | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|
| ① | 青木 齊 | ⑧ | 志村 佳男 | ⑮ | 八木 拓美 |
| ② | 齋藤 憲一 | ⑨ | 阿部 健 | ⑯ | 菱山 喜章 |
| ③ | 加藤 正博 | ⑩ | 高橋 三行 | ⑰ | 藤村 達人 |
| ④ | 渋谷 久夫 | ⑪ | 齋藤 孝之 | ⑱ | 天野 明 |
| ⑤ | 斉藤 嘉之 | ⑫ | 山口 幸男 | ⑲ | 加藤 通一 |
| ⑥ | 大塚 優子 | ⑬ | 大谷 健一 | | |
| ⑦ | 小林 康史 | ⑭ | 西東 邦雄 | | |

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事務局 斉藤ますみ 松浦毅 伊藤和彦 濱端雄高 渡邊健司

議事録署名人 議長

.....

議席 8番

.....

議席 16番

.....

会議に付した事件

| 日程 | 番 号 | 件 名 |
|----|--------|--------------------------------------|
| 1 | | 会務報告 |
| 2 | 議案第57号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 3 | 議案第58号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 4 | 議案第59号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 5 | 議案第60号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 6 | 議案第61号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 7 | 議案第62号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 8 | 議案第63号 | 農用地利用配分計画の作成について |
| 9 | 議案第64号 | 農用地利用配分計画の作成について |
| 10 | 議案第65号 | 農用地利用配分計画の作成について |
| 11 | 報告第40号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 12 | 報告第41号 | 農用所有適格法人の報告について |
| 13 | 報告第42号 | 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について |
| 14 | 報告第43号 | 非農地証明書の発行について |
| 15 | 報告第44号 | 民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について |
| 16 | 報告第45号 | 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について |
| 17 | 報告第46号 | 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について |
| 18 | 報告第47号 | 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について |

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第8回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、8番志村佳男委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

今日は傍聴の申出者はありません。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長に報告いたさせます。

事務局（斉藤事務局長）

それでは、令和4年10月3日から令和4年10月30日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

10月19日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長ほかがお出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告8件となっております。

続きまして、市関係でございます。

10月3日、農業委員会第7回総会を行いまして、農業委員18名がお出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、10月5日、第1回相模原市表彰審査委員会が行われまして、大塚委員がお出席されております。内容は、市政功労表彰に係る諮問についてほかでございます。

同日、盛土規制法の施行に向けた説明会がウェブで開催されまして、松浦所長がお出席しております。内容につきましては、基礎調査実施要領案、技術的基準政令案などを踏まえた今後の運用についてでございます。

続きまして、10月11日及び10月12日、農地利用最適化推進委員個別報告会を行いまして、それぞれ推進委員8名、6名がお出席しております。内容につきましては、9月の活動報告についてほかでございます。

続きまして、10月21日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長がお出席しております。内容につきましては、総会提出案件についてほかでございます。

続きまして、10月24日、相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長がお出席されております。内容につきましては、用途地域等見直しの方針についてほかでございます。

裏面を御覧ください。

続きまして、10月27日、第222回相模原市都市計画審議会が行われまして、阿部会長がお出席されております。内容につきましては、相模原市都市計画生産緑地地区の変更についてほかでございます。

続きまして、10月14日から10月31日、令和4年度相模原市市民農園運営協議会総会が書面開催で行われまして、私、斉藤がお出席しております。内容につきましては、令和3年度の事業報告についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。

17番（藤村委員）

市関係の盛土規制法の施行に向けた説明会で、農地の造成で何か関係ありましたでしょうか。

事務局（松浦所長）

今回は、そちらにも記載させていただいていますとおり、基礎調査の実施に当たって要領が出てくるといった話の中で、動向について国から説明があったものです。実際に用地に関しましては、通常の営農行為については規定の対象外にはなっています。ただ、今おっしゃっていただいた、例えば圃場の大規模化とか均平化が農地造成に当たってくるとするんですけども、具体的にはまだ示されていないですが、これについてはある程度、新しく出てきている盛土規制法の技術的な基準を適用するという話にはなっています。その具体的なところについてはまだ説明がありませんので、今後、注視させていただきながら対応していくようかなと思っています。市としても専門の部署をつくるような話も来ていますので、今後どのような形になるのかは、農業委員会事務局でも注視させていただきたいと思っております。

17番（藤村委員）

想像するに、熱海市での土砂崩れ辺りが始まりだと思うんですが、農地で気になるのは、前も言ったけど、古墳みたいに畑の真ん中に山ができていようなものが放置されているわけですけども、ああいったものに対しても、もともと規制はかかっているんだけど、何とかするように市のほうで動きが出てくるようなことはないですか。

事務局（松浦所長）

既存のものに関しては、特に今のところ、規制にかかってくるとか、そういうことはありません。お願いいたします。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言ございますでしょうか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程2議案第57号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-8から3-9は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-8は、中央区上溝に住む譲渡人が所有する農地を、農地所有適格法人のミヤコ農園株式会社が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は大島の畑、1筆、991㎡です。今後の作付は、ブルーベリーを予定しています。なお、対象地は過去に譲受人が利用権設定を受けていた農地です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地20筆、19,413㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-9は、緑区橋本に住む譲渡人が所有する農地を、南区上鶴間に住む譲受人が新規参入のため、所有権移転を受けるための申請です。譲受人につきましては、大和市の認定農業者の下で研修を受けており、令和4年7月に新規就農者認定書を交付しています。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は大島の畑、1筆、1,251㎡です。今後の作付は、ブドウ、モモ、ネクタリンを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。新規就農者であることから、当初は本件の農地において果樹栽培を行い、今後は本市農政課との調整の上、国の補助制度を活用しながら経営規模を拡大していく予定です。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が330日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や意見はございませんか。

收受番号3-8及び3-9については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

12番（山口委員）

まず、3－8は、以前、1回、申請されて、そこを取り下げた場所だったんですけども、そのとき、問題のあった内容は全て解消されているのは確認いたしました。もともとブルーベリーがきれいに作付されている場所です、その問題がなければ全く問題ないと判断できる場所です。

3－9は、写真で分かりますけれども、棚ができていまして、以前、果樹をやっていた方のところをそっくりそのまま譲り受けるような内容だったと思います。ですから、新規就農者で果樹というのはちょっと難しいかなという気もしたんですけども、その状態になっていけば、これはしっかりできるものと判断できます。もともと果樹で、きれいに周りにネットも張られていまして、周りの環境に関しては全く問題ない箇所だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第57号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程2議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第58号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-10は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号3-10は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は緑区下九沢の畑、1筆、26㎡です。リニア中央新幹線は、品川と名古屋との間を通る計画で、旧相模原市内では境川から相模川まで地下トンネルを通りますが、その区間については区分地上権を設定することになります。区分地上権の設定は、地下40mよりも浅い場所にトンネルなどを建設する場合に必要となります。地下40mよりも深い場所は大深度法の適用を受け、区分地上権の設定は不要となります。旧相模原市域での農地区分地上権の設定は宮下本町から大島方面にかけて、おおよそ50件の予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第58号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第58号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程5 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第59号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、15番八木拓美委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

15番 八木拓美委員 退席

議長（阿部会長）

日程4議案第59号、日程5議案第60号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第59号、議案第60号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは初めに、本件について概要を説明いたします。

議案第59号、議案第60号については、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置するものについて、既に許可を受けて設置した営農型発電設備の設置許可期間満了に伴う案件で、農地法第3条による区分地上権の設定と、太陽光パネルの支柱部分を転用面積とした同法第5条の転用許可のそれぞれの許可期間を更新するものです。なお、今回の更新の許可に当たっては、前年中の農作物の収穫状況、営農状況を記載した報告書が既に提出されており、その内容により、生育、収穫の栽培管理を通常どおりに行い、現在も適切な営農が継続していることを確認していることから、申請を受け付けたものです。

それでは、まず、第3条、議案第59号について説明いたします。5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1012から3-1013は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号3-1012、3-1013は、権利設定者のたまエンパワー株式会社が、緑区青野原の農地、2筆、2,399㎡について、営農を継続しながら、その上部に太陽

光パネルを設置することに伴い、区分地上権を設定するものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請理由は、権利設定者が太陽光発電事業を営んでおり、設置している営農型発電整備の設置に伴う区分地上権の許可期間満了日が近づいているため、再許可申請するものです。本申請地は、令和元年9月から農地所有適格法人であるさがみこファームが利用権設定を受けている農地で、営農作目は養液栽培によるブルーベリー栽培です。設置に伴う作物等への影響については、太陽光パネルの高さは地上から2.4mから2.9mとなっており、農作業を効率的に行う空間を確保していること、ブルーベリーの生育に適した日照量を確保できていることから、作物への影響はないものと判断しております。なお、区分地上権の設定期間は、現在の設定期間満了の翌日である令和4年12月3日から令和7年12月2日までの3年間です。太陽光パネルを設置するための支柱の設置については、この後説明する議案第60号で、農地法第5条の一時転用許可の申請が提出されております。なお、審議の結果、許可することを決定した場合、この転用許可申請の議案と許可日を調整し、同日付で許可いたします。

続きまして、関連議案となります議案第60号について説明いたします。それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1050は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号5-1050は、借受人のたまエンパワー株式会社が、貸出人が所有し、耕作者として株式会社さがみこファームが利用権を設定している緑区青野原の農地、2筆、2,399㎡のうち、1.23㎡に賃借権を設定して、営農型発電設備の支柱部分を設置、一時転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、借受人は太陽光発電事業を営んでおり、既に設置している営農型発電設備の農地転用許可期間の満了が近づいていることから許可期間の更新をするもので、一時転用の期間は、現在の一時転用期間の満了の翌日である令和4年12月3日から令和7年12月2日までの3年間です。営農型発電設備の設置により転用する部分は、国からの通知により、支柱部分や周辺機器の設置部分を転用面積として取り扱うこととされており、本申請での支柱1本当当たりの面積は0.0045㎡で、一時転用面積は合計で2,399㎡のうち、1.23㎡となります。隣接地への被害防除については、農地全体に浸透性防草シートを敷き、雨水及び土砂の流出を防ぐ計画となっております。申請地は相模原市立青和学園の東約1,780mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1012、3-1013及び5-1050については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

16番（菱山委員）

議案第59号と第60号、同じ関係ですので、写真で見てもらえれば分かると思いますが、しっかり、きれいに管理されております。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思います。ただ、ちょっと日影になる形もあるので、全天候型の畑と違って、多分、ちょっと数量が少なくなるような気もいたしますけど、26日に加藤正彦推進委員と見たときは、すごいいい天気で、ああ、これだったら問題ないという感じを受けました。私も道路からは見ていたんですけど、初めて中まで入ってまいりまして、確認したので、皆様の御審議、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

2つありまして、1つは簡単なほうから、3年前、この話が出てきたときに結構議論したと思うんですけど、まず、たまエンパワー株式会社とさがみこファームの関係というか、営農型発電というのをやるんですよと言っている本体はどこなんですか。そして、誰が責任を持ってこれを運営しているのか。

事務局（松浦所長）

本体はさがみこファームさん、耕作者としてお名前が載っています会社が主体となって運営していらっしゃいます。

17番（藤村委員）

そうすると、たまエンパワー株式会社は何でここに記載されているんですか。

事務局（伊藤担当課長）

たまエンパワー株式会社はその上の太陽光発電を所有している会社で、売電行為をしている会社ですので、それが区分地上権を設定しているということで、所有者等含めて3者出てきます。

17番（藤村委員）

微妙に理解できないんですけど、さがみこファームが、このシステムを使って発電も含めた農業をやるんですよという全体像を提案している。共同して、たまエンパワー株式会社が運営している、そういう話なんですか。

事務局（伊藤担当課長）

まず、さがみこファームは所有者と利用権設定をして農地の使用权を取っています。たまエンパワー株式会社は、その上に一時転用という形で、第三者が発電設備を設置するということですので、その会社がたまエンパワー株式会社ということです。

17番（藤村委員）

一応、たまエンパワー株式会社が設定の話をしているのは、借りている土地の全面積ですよね。

事務局（伊藤担当課長）

全面積ではないんです、太陽光を支えている支柱の面積。

17番（藤村委員）

6ページの3-1012は、たまエンパワー株式会社が出していますよね。だから、発電設備全体を、5-1050はいいですよ、別に、柱だから。

事務局（伊藤担当課長）

3条について、区分地上権については、おっしゃるとおり農地の全体の面積です。要は、農地の全体の面積の上に太陽光パネルを設置しますから、農地の全体を言ってしまえば太陽光パネルで塞いでしまう形になるので。

17番（藤村委員）

そうすると、これはさがみこファームと二重に設定する、そういうような感じで受け取ればいいですか。下は農地で上は太陽光だと、そういう感じなのね。

では、ちょっと2つ目の質問です。こっちが本題だけど、このシステムを使った場合には、最初は、たしか8割ぐらいを作りなさいよ、そういうのだったらやっていいよという話でしたよね。それで、しばらく時間がたっているのに、そこそこの収益が出ていなきゃならない。先ほど菱山委員が植付け本数がフルにやったよりは少ないようだけどもと言ったけど、そこはどういうふうに行われているんですか。

事務局（伊藤担当課長）

当初、3年前に許可したときには、そのときの基準、今も変わりはありませんけれども、神奈川県で、この辺りで同じ条件でブルーベリーを収穫すると一反当たりこれくらい、例えば100キロ採れるよという計算ができていまして、その8割以上の収穫がなければ駄目だと。ですので、今の例えで言うと、一反当たり80キロ以上収量がなければ駄目だと。最初の許可当時は苗木を1年木というものを仕入れてきて、基本的にはブルーベリーが収穫できるのは4年以降ということでしたので、この時点で計算すると、収穫量がないというのが当然な状況だったんです。ただし、当初から全部が1年木ではなくて、2年木、3年木を栽培していましたので、実際には、今回は収穫量があります。収穫量に関しては松浦所長から説明しますが、本来であればゼロであってもおかしくなかったところを、ゼロ以上の収穫量がありますから、結果的には、今回の許可の審査の一つである収穫量についてはクリアしているという状況にはなります。

事務局（松浦所長）

収穫量に関しましては、こちらに今のところ御報告いただいているのが、2022年度の全体で528キログラム程度と。実際に相模原市での同じような10アールの反収になるんですけれども、293キロという数字が出ています。ですから、それよりも上回っているような数字をいただいている形になっておりますので、私どもでは十分な収穫量は確保できていると見ました。

以上です。

17番（藤村委員）

分かりました。収量としては、かなりいい収量が出ているということですね。

最初の質問だけど、仮に収量が悪かったら、責任は誰が取るのか。さがみこファームが取るのか。

事務局（伊藤担当課長）

営農型ですから、当然、農業をしながらということになりますので、収穫量が低かった場合については、さがみこファームに対して、是正勧告とかを行っていきます。それでも改善が見込めない場合については、撤去命令という流れになってきます。

17番（藤村委員）

了解です。

12番（山口委員）

3年前に許可されたというんですけれども、実際、ソーラーパネルが最初に設置されたのはいつになりますか。

事務局（伊藤担当課長）

細かく何月何日とは言えませんが、3年前の12月に許可していますので、それ以降、12月いっぱい、1月ぐらいまでの間に設置はしています。

12番（山口委員）

実は3年前というと令和元年ですので、あの年、台風が2つ来ましたよね。だから、その台風に耐えたのかどうかと気になったんですが、では、まだ台風に当たっていないですね。分かりました。

議長（阿部会長）

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、採決させていただきます。

議案第59号、議案第60号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第59号、日程5議案第60号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、15番八木委員には、御着席をお願いします。

15番 八木拓美委員 着席

日程6 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第61号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-16から5-21及び5-1051から5-1053は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

收受番号5-16は、譲受人の株式会社相模土建が、譲渡人が所有する磯部の農地、1筆、419㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況等につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、使用中の資材置場が手狭なため、隣接地を新たに資材置場として確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、安全鋼板高さ2mを設置する計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の南東約80mです。

続きまして、收受番号5-17は、借受人の株式会社伊佐が、貸出人が所有する大島の農地、3筆、1,651㎡に使用貸借権を設定し、作付予定の作物に適した土壌へ改良するための一時転用です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由といたしましては、現在の土壌は保水性に乏しいため、作付を計画しているかんきつ類に適した土壌に入れ替えるための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地東側、西側、南側にはプラスチック板高さ20cmを設置するほか、30度の勾配を設けて土留めする計画です。申請地は大島幼稚園の北西約100mです。

続きまして、收受番号5-18は、譲受人の有限会社流通商事が、譲渡人2名が所有する新磯野の農地、1筆、991㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、運送業を営んでおり、賃借中の駐車場が手狭なため、返却し、現在使用中の駐車場の隣地に駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、許可済み地との境界にある鋼板は撤去し、周囲をH鋼板高さ1.95mで土留めする計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、この申請地は今までごみが山積みしていたため是正し、今回の転用申請となったものです。申請地は市立若草中学校の北西約230mです。

続きまして、收受番号5-19は、譲受人の西日本住宅流通株式会社が、譲渡人2名

が所有する双葉1丁目の農地、2筆、1,716㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である日本住宅流通株式会社が都市計画法第34条第11号の規定に基づき、区域指定を受け、9区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み1段から3段で土留めをする計画です。雨水については浸透ますによる敷地内浸透によるほか、浸透トレンチを設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は市立双葉小学校の北東約70mです。

続きまして、收受番号5-20は、借受人の東京モビリティサービス株式会社が、貸出人が所有する田名の農地、1筆、357㎡の賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、運輸業を営んでおり、事業拡大に伴い、バス駐車場が必要なため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め付フェンス高さ1.8mを設置する計画です。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は以前、違反転用し、建築物があったため是正をし、今回の転用申請となったものです。申請地は市立田名中学校の北東約280mです。

続きまして、收受番号5-21は、譲受人の株式会社I. D. L. JAPANが、譲渡人が所有する当麻の農地、1筆、406㎡の所有権移転を受け、駐車場及び車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、中古車販売・輸出業を営んでおり、現在、使用中の置場が手狭なため、駐車場及び車両置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策としてコンクリートブロック2段から3段の上にフェンス高さ80cmを設置します。雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は当麻下宿公園の南東約550mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所管内の3件について説明いたします。12ページを御覧ください。

收受番号5-1051は、借受人が貸出人の所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、591㎡のうち、391.77㎡に使用賃借権を設定し、自己住宅とするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、借家に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として既存のコンクリート擁壁を使用するとともに、新たにコンクリートブロック1段を設置し、雨水については雨水ます設置による敷地内浸透、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は江藤歯科医院の南東約150mです。

続きまして、收受番号5-1052は、譲受人である株式会社日本物産が、譲渡人の

所有する緑区中野の農地、1筆、231㎡の所有権移転を受け、建売住宅とするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、建売住宅1棟を建築、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として既存RC擁壁を使用するとともに、一部にコンクリートブロック1段を新設し、併せてフェンスを設置します。雨水については雨水浸透施設の設置による敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は西メディカルセンターの北東約520mです。

続きまして、收受番号5-1053は、借受人である楽天モバイル株式会社が、貸出人の所有する緑区与瀬の農地、1筆、201㎡に使用貸借権を設定し、作業場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、電気通信事業を営んでおり、携帯電話基地局の電波を遮蔽している樹木を伐採し、搬出するために裁断する作業場として一時転用するものです。一時転用の期間は、許可予定日が本件議決後の11月2日、終期は令和5年2月28日、期間は約4か月となります。隣接地との土地区画の明確化については、区画をカラーコーン及びコーンバーで囲うとともに、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は市立ふじの幼稚園の北東約600mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-16及び5-18については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

5番（斉藤嘉之委員）

まず、5-16ですが、隣が同じ譲渡人の土地になっていて、それを広げるために申請されたもので問題ないと思います。この業者は地元でも大昔からやっている業者なので、土地利用計画もしっかりされるとと思いますので、相応だと思います。

次は5-18ですが、私が前、推進委員のときに、やっぱりごみだらけで、ごみの山になっていたんですが、今はすっかりきれいになって、これも相当だと思います。問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

收受番号5-17については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

写真のとおり、背丈よりも高い草が生えている状態で、2、3年ほっといたら雑木林になるなど思っていた場所ですけれども、この写真の北側に果樹の苗が植わっている場所があって、同じ方が拡張されるということなので、荒廃地が優良農地になるなど期待できる変更だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-19、5-21については、南区担当、志村佳男委員、お

願います。

8番（志村委員）

5-19ですが、10月23日に現地確認に行っていました。現場は、今見てのとおり、大分草が生い茂っていたんですけど、以前は中間機構、農地バンクの杭が立って、とてもきれいな畑でした。境界もしっかりしてしまっていて、開発はやむを得ないと思います。特に問題ないと思います。また、5-21についてですが10月24日に現地確認に行っていました。反対側に相模川の堤防がありまして、この写真を撮ったときはきれいだったんですけど、今はちょっと草が出ています。境界もきちんと明確ですので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続いて、收受番号5-20については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

13番（大谷委員）

この道は普段私も利用している道ですが、スクリーンの右側のちょっと行ったところに田名高校があります。田名高校ができるまでは普通の生活道路だったんですけど、現在は産業道路と言っていていくらかのすごい交通量の多い5m幅の道路です。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、バスの駐車場とおっしゃっていましたが、これはマイクロバスですか。普通車が擦れ違うのにもいっぱいいっぱいぐらいの道路なんですけど。

事務局（伊藤担当課長）

こちらのバスは大型バスですね。よく観光バスで見かけるサイズになります。

13番（大谷委員）

なぜこういうことを聞くかといいますと、田名高校の生徒が5割以上、この道を通ります。そして、大沢高校とか光明学園とか上溝高校の自転車の通学者が相当走るので、私がお願いしたいのは、もしこの駐車場のところにフェンスを設置する場合、少し下げてもらうとか、フェンスをなくしてもらえないかという希望があります。とにかく逃げ道がないので、よける場所が相当少ないんです。普通の住宅地は道いっぱいいっぱいにつくってあるので、所々、やっぱり自動車をよける場所が本当に欲しいんですけど、よろしく願います。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1051及び1053については、相模湖地区担当、青木齊委員、願います。

1番（青木委員）

5-1051ですけれども、前回、道路の右のほうに非農地証明というのが出たんですよ。その続き、その親が今のところの土地を持っておりまして、そこに子供さんがお家を造るということでございます。子供さんは今、八王子に住んでいるんですけども、やっぱり相模湖がいいということで造りたいということでございまして、今でも野菜とかを作っておりますけれども、境もきれいになっておりますし、別に問題はないと思います。

続きまして、5-1053は、正面のところに楽天モバイルの鉄塔が建っております。

事務局（伊藤担当課長）

ちょうど写っている辺りが出入口になりまして、フェンスについては、それよりも左右、図面でいきますと、両サイド2 m、反対側1 mぐらいの幅になりますので、一応、バスですので、道路も狭いということですから、入口の部分は広く開けるような形で、出入口のところはフェンス等を極力しないで、広く開けるような計画になっております。

13番（大谷委員）

ありがとうございます。

議長（阿部会長）

この計画は、大谷委員、確認しているんですね。

13番（大谷委員）

現地確認しています。

議長（阿部会長）

はい。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

2件あるんですけど、最初は5-17、山口委員がおっしゃられたように、雑木林になる直前みたいな話ですが、有効に使われるのであれば非常に好ましい話です。ちょっと気になるのは、あの地図で赤い線の上側、これは山口委員の説明にもありましたけど、あそこを同様な造成がありまして、2月にちょうどユンボが入ってやっていて、相次いでやられると。これ、合計すると随分広い面積になりますよね。2,000㎡を超えて、それは問題ないのか。

事務局（伊藤担当課長）

1,000㎡以上ですので、5条の一時転用の許可になります。1,000㎡未満であると、簡易造成ということで総会には出てきません。多分、おっしゃられているのは、北側の農地と今回の農地、別々にやっているということですよ。

17番（藤村委員）

そうそう。

事務局（伊藤担当課長）

所有者の方、買われた時期がそれぞれ違います。今回の申請の農地は、既に北側の農地を造成した後に、今回の申請地をつい先日3条で所有権移転をしています。

17番（藤村委員）

あ、買われている。

事務局（伊藤担当課長）

間は空いています。

17番（藤村委員）

要するに、ここに不耕作と書いてあるけど、単なる造成目的じゃなくて、買って畑にしようとしているわけか。

事務局（伊藤担当課長）

そうです。

17番（藤村委員）

なるほど、分かりました。

議長（阿部会長）

果樹をするというような計画になっていたところで、既に果樹が植えてあって、今回、またそこに改めて土地を購入して、そこを果樹にするという話でしたね。

17番（藤村委員）

了解です。

もう一つ、よろしいですか。

5-20について、今まで何年かやってきて、初めて是正措置の命令を出したと聞いたような気がするんだけど。

事務局（伊藤担当課長）

命令ではありませんけど。

議長（阿部会長）

では、事務局、もう一度、その説明をしてください。

事務局（伊藤担当課長）

向かって右側、赤い枠のところは市街化調整区域です。そして、向かって左側、黄色い枠のところは市街化区域で、非常におかしな土地になっているんですけども、この赤い枠のところは、以前は工場が建っておりました。ここの農地は第3種農地に該当しますので、特段、違反転用の指導とかは行っていませんでしたし、その状態でそのまま使っているとしたら、非農地証明の対象にもなるようなところでした。そういったところで、今回の案件の仲介業者から相談を受けたんですけども、建物を撤去して、きちんと農地転用の許可を取るということでしたので、今回、建物を取り壊して、農地とまでは言い難いところですけども、是正をして、今回の申請という流れになっています。

17番（藤村委員）

赤いところが調整区域ね。

事務局（伊藤担当課長）

はい。

17番（藤村委員）

そうか。やったことはいいんですか、今回のことは多分正しいと思うんだけど、今まで聞いたことがなかったというのは、あちこちで駐車場とか、いっぱいあるわけですよ。そういうのは、駐車場ぐらいだったら是正もいいのかというか、そこは、初めて聞いたというところで気になったんだけど。

事務局（伊藤担当課長）

実際問題、非農地で農地の縛りを外すということも立地的にはできたところなんです。ただし、所有者もしくは借受人、これは借受人のコンプライアンスの関係だと思うんですけども、国土交通省の許可を得て運輸業をやっています。そういった業者に対しては、きちんと許可を取っているところで営業をするのかという大変厳しい審査があり、今回、是正をして、農地法の許可を取るという流れになったものです。ですので、事務局としては非農地対応もできたところではありますけれども、借受人もしくは所有者側の意向によっては是正をして、今回の転用の許可を取る。これは本来の姿です、実際に。

17番（藤村委員）

それは好ましい話だと思うけど、これまで聞いたことがなかったというところで伺っ

たんです。

2番（齋藤憲一委員）

5-21ですけど、2点ばかりございまして、議案の11ページのところに出ているように、この場所は農振地区ですよ。ただし、農用地ではありませんと。第2種農地ということですけど、1点は農振地区の許可が別に問題ないのか。もう1点は、10ページの案内図を見ますと、ちょうど昭和橋の近くということで、相模川の傍じゃないかなと思って、昔は田んぼが多かったような場所で、今は図面を見ると、結構、トラックのセンターだとかがあります。この広い場所を全部持っている人が譲渡人なのかどうか。あるいはこの辺の実際に畑等を耕作している人が特に問題ないのかどうか。中古車販売・輸出業になっていますので、海外に中古車を持っていくようなことをやるような場所じゃないかなと、かように感じるんですけど、それから、周りの耕作者がどうなのか、御説明をお願いいたします。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

まず、農振地区であっても、農用地でなければ、かつ、第2種、第3種農地の要件が取れるところであれば農地転用は問題ありません。

2点目の譲受人の法人ですけれども、今年の4月か5月に実際に農地転用の許可を取って、今回の申請地のすぐ傍で営業を行っている業者です。主に4トンぐらいのトラックの中古車を買って、海外に輸出したり、もしくはそこで整備をして販売している業者で、特段、問題はないかと思いますが。

2番（齋藤憲一委員）

この面積はどうなっているの、同じ人の土地なのですか。

事務局（伊藤担当課長）

それぞれが別の所有者さんになっています。

2番（齋藤憲一委員）

別の所有者というのは、要するに、恐らく昔の田んぼだから細長いんだな。3畝ぐらいの状態ですと作られているような大きさなのかな。それで、その人たちは全然、特に問題ありませんよというような感じなのか。

事務局（伊藤担当課長）

そうですね。周囲も、ブロックとか鋼板ではなくてフェンスを建てますので、中もよく、普通に見えるような、高さ80cmほどのフェンスですので、特段、周囲に迷惑がかかるような状況ではありません。

2番（齋藤憲一委員）

その一帯は、では、耕作なんかはしていないんだ。

事務局（伊藤担当課長）

ここはしていますね。ここもしています。

2番（齋藤憲一委員）

畑なのか。

事務局（伊藤担当課長）

畑です。

2番（齋藤憲一委員）

ああ、今はもう畑なんだ。

事務局（伊藤担当課長）

はい。ここに用水路があるんですけど、それから下の、南側の部分は全部畑です。登記簿地目は田んぼのところがあるんですけども、現況は畑の状態。この用水路から北側の部分は、昔、耕地整備をしているところで、区画もきちんとされているような田んぼになって、農用地にも指定されているところです。

2番（齋藤憲一委員）

まあ結構、畑といっても、ほとんど転用がかかっているような場所なんだね。

事務局（伊藤担当課長）

そうですね。いろいろ過去からの事情があって、所有者さんもあまり耕作されないということは前の地区担当委員さんのお話で聞いております。

2番（齋藤憲一委員）

はい、分かりました。

17番（藤村委員）

今のに関連して、事務局の説明でちょっと解せないところがあったんで、見取図10ページの左の丸く描いてある辺りで、この丸の中心線、昭和橋の橋という字と南という字を線で結ぶと、それは川岸になるわけですね。そして、その川岸と相愛病院というのが描いてありますが、その中間線ぐらいが農振地域だったと思うんですよね。さっき言った水路が走っていますが、水路の北側が田んぼになっていて、田んぼは農振地域できれいな一帯の田んぼ地域になっていて、南側が農振外れていませんか、これ、農振になっているけど。それで、実際、そこへ行くと、放置した畑みたいなのか資材置場とか、いろいろなものが混じっているような地域になっているんですが、たしか、このエリアの真ん中でエリアが分かれていませんか。

事務局（伊藤担当課長）

水路がありますよね。その水路から北側が農振農用地です、農用地。それから下は農振地域で、農振白地、農用地の網がかかっているところですよ。

17番（藤村委員）

それはどういうところですか。

事務局（伊藤担当課長）

農業振興地域というのは全体のエリアでやっています。その中で農用地というのは筆で指定されているんです。ですので、農振地域だから全部が農用地だということではありません。エリアとしては農振エリア、だけれども、その中で農用地という区域の指定は各筆で指定されているんです、1筆ごと。ですので、農振地域の中でも農用地ではないところというのは存在するんです。

17番（藤村委員）

はい。

19番（加藤通一委員）

すみません、今の5-21の株式会社の所在地というのは、やっぱり市街化調整区域ですか。

事務局（伊藤担当課長）

はい、そうです。

19番（加藤通一委員）

それで、市街化調整区域で営業して、それは都市計画法違反とか、そういうのはいないんですか。また、ここを駐車場及び車両置場、どういうふうに使っているか分からないんですけど、ここに何か建物が置かれるというおそれもないんですか、その2点だけ教えてください。

事務局（伊藤担当課長）

まず、今回の申請地につきましては、駐車場というのはナンバーがついている稼働する車と、あと、車検の切れたナンバーを外した車、それについては車両置場という言葉のすみ分けをしております。計画上は、ここはいわゆる車を置くところという計画になっております。この申請地については、都市計画法上の違反といえますか、そういった建築物に該当するものではありません。

以上です。

19番（加藤通一委員）

今のは事業拡大をするというところ自体が建物は建っていないということですね。それで営業しているということですね。

事務局（伊藤担当課長）

はい。

19番（加藤通一委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言ございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第61号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第62号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第62号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第62号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-201から4-345及び4-1018から4-1040は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから88ページを御覧ください。本庁分の最終ページは73ページになります。

整理番号4-201から4-345は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。案内図は利用権を設定することが新規の農地のもののみになりますが、14ページから17ページを御覧ください。なお、新規の農地につきましては、議案書72ページから73ページに記載しております。

整理番号4-342から4-345の4件、4筆で、面積が5,803㎡です。

本庁分の全件数は145件で、249筆、面積は261,728㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、引き続き津久井事務所管内の案件について説明いたします。74ページから88ページを御覧ください。

整理番号4-1018から4-1040は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から農業者、事業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は23件、63筆、面積は合計39,519㎡で、そのうち4-1039までの22件が更新時期を迎え、利用権の更新を行うもの、88ページにある4-1040の1件が新規に利用権設定を行うもので、案内図は18ページを御覧ください。なお、新規分1件については、更新に伴い、申請案件を整理していた際、送電線の線下を分筆したときに生じた残地部分に対して、利用権設定ができていなかったことが判明したため、新規で設定するものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第62号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第62号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第63号 農用地利用配分計画の作成について

議長（阿部会長）

続いて、日程8議案第63号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、89ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第63号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-29から4-93及び4-1002から4-1004は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年10月7日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長及び令和4年10月11日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、90ページから138ページを御覧ください。本庁分は130ページまでです。

農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、整理番号4-29から4-92は相模原市農業協同組合から、整理番号4-93は相模原市長から、それぞれ利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。備考欄に新規と記載されている農地以外につきましては、期間満了に伴い、利用権を更新するものです。件数は65件で、239筆、面積は244,171㎡です。

ここで、一部の案件について補足説明いたします。107ページを御覧ください。

整理番号4-57につきましては、平成26年11月に新規就農者認定を受けた耕作者が、本人名義としては今回初めて利用権設定をするものです。新規就農の研修先であった認定農業者と現在に至るまで共同で農業経営をしており、耕作面積は4,574㎡あります。主にブルーベリーの栽培をしております。当該農地については、共同経営をしてきた認定農業者が利用権設定を受けていた農地について、期間満了をきっかけに、今回から本件の耕作者に利用権の設定をするものです。いわゆる耕作者変更という形になります。

続きまして、114ページを御覧ください。

整理番号4-66につきましては、令和3年3月に新規就農者認定を受けた耕作者が、現在の耕作面積981㎡に加え、今回の952㎡の利用権設定を受け、経営規模を拡大するものです。なお、当該農地につきましては、令和4年12月末まで農協に利用権を設定している、いわゆる中間管理農地であるため、利用権の設定としては更新扱いになります。

続きまして、129ページから130ページを御覧ください。

整理番号4-90から4-92の3件、4筆、合計面積5,803㎡につきましては、先ほどの議案第62号において新規に農業公社へ利用権設定がされた農地について、耕作者に貸し出すものです。案内図は14ページから17ページを御覧ください。いずれも契約期間は3年で、露地野菜の作付を予定しております。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、131ページから138ページを御覧ください。津久井事務所管内の3件について説明いたします。

整理番号4-1002から4-1004は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、耕作者や事業者に貸出を行う利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。そのうち138ページの一番下にある認定面積64㎡の1筆のみが新規で、そのほかは期間満了により更新するものとなっております。新規分1件の案内図は18ページを御覧ください。なお、この新規分については、利用権設定の議案で説明させていただいたとおりとなっております。件数は合計で3件、63筆、面積は39,519㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第63号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第64号 農用地利用配分計画の作成について

議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第64号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、7番小林委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

7番 小林康史委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程9議案第64号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、139ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第64号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-94は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年10月7日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、140ページから141ページを御覧ください。

整理番号4-94は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は1件で、10筆、面積は18,100㎡です。いずれも期間満了に伴い、利用権を更新するものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第64号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。
議事が終了いたしましたので、7番小林委員には御着席願います。

7番 小林康史委員 着席

日程10 議案第65号 農用地利用配分計画の作成について

議長（阿部会長）

続いて、日程10議案第65号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、19番加藤通一委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

19番 加藤通一委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程10議案第65号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、142ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第65号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-95は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年10月7日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、143ページを御覧ください。

整理番号4-95は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は1件で、2筆、面積は2,280㎡です。いずれも期間満了に伴い、利用権を更新するものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第65号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、19番加藤通一委員には御着席をお願いします。

19番 加藤通一委員 着席

日程 1 1 報告第 4 0 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 2 報告第 4 1 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 3 報告第 4 2 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 4 報告第 4 3 号 非農地証明書の発行について

日程 1 5 報告第 4 4 号 民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 6 報告第 4 5 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 7 報告第 4 6 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 8 報告第 4 7 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

引き続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員からの質疑があった案件のみとします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤担当課長）

特にございません。

議長（阿部会長）

特にないということでございます。

皆様方から御発言がございますか。

1 7 番（藤村委員）

報告第 4 1 号の農地所有適格法人について 1 4 9 ページの、関係者の構造がよく分か

らないんだけど。

事務局（渡邊主査）

では、ハンド株式会社について説明させていただきます。

ハンド株式会社は、もともと東京のほうでハンドという名義で解除条件付の利用権設定を受けて農地を借りていた法人になります。

その後、その農業部門がハンドの名前を継承して枝分かれをして、ハンド名義で農地所有適格法人になりました。それで今現在、相模原市内の幾つかの農地を所有している状況になります。

ホシトレードとの関係は、もともと一体だった法人の農業部門以外の部署がホシトレードという名称で事業を継続していて、そこが株の一部を持っているという形になります。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますでしょうか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、日程11報告第40号から日程18報告第47号について、以上で終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第9回総会は、令和4年11月30日水曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市民会館3階第1大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第8回総会を終了いたします。